満3歳から5歳までの利用料が無償となります。

保育料について

【対象者・利用料】

- 認定こども園を利用する満3歳から5歳(小学校就学前)まで の全ての子どもの利用料が無償となります。
 - 給食費、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。 ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、小学校3年生以下の子どもの中で 第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 満3歳児は3歳の年齢に達する日から最初の3月31日までの子ども。

預かり保育について

【対象者・利用料】

- 3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子ども(※1)を対象 として、利用日数に応じて、月額11,300円(※2)までの範囲で預 かり保育の利用料が無償となります。
- (※1) 市から「保育の必要性の認定」を受けた、**市民税非課税世帯**については、3歳の誕生日から預かり保育の料金が無償となります(**月額16**, **300円が上限額**)。
- (※2)預かり保育の1か月あたりの上限額は、450円×利用日数または、11,300円(非課税 世帯の満3歳児は16,300円)のうち少ない方の額です。

≪算定イメージ≫

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定」を 受ける必要**があります
 - 原則、通われている認定こども園を経由しての申請となります。
 - ●「保育の必要性の認定」の要件については、保護者のいずれもが1カ月に64時間以上の就労をされている場合のほか、産前産後、疾病・障害、介護・看護、求職活動(90日間)、就学があります。

無償化にかかる申請手続きについて

- すでに認定こども園(1号)を利用している方は、新たな手続きは不要です。
- ただし、**預かり保育を利用されている方で、「保育の必要性の 認定」がある方については、預かり保育の無償化のための手続き が必要です**。
 - ■預かり保育利用者の認定について

認定	対象児童	認定要件	無償化の対象
施設等利用給付 新2号	4月1日時点で 3歳以上	保育の必要性がある	預かり保育利用料 (450円×利用日数または月額11,300円 のうち少ない方の額まで)
施設等利用給付新3号	満3歳児 (3歳になった 日から最初の3 月31日まで)	保育の必要性が ある市民税非課 税世帯	預かり保育利用料 (450円×利用日数または月額16,300円 のうち少ない方の額まで) (3歳の誕生日から)

(1)提出書類

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ・保育が必要な事由を証明する書類
- 非課税証明書

(満3歳児で非課税世帯の方のうち、1月1日時点の住所地が舞鶴 市外の方のみ提出してください)

(2) 提出方法

ご利用中の認定こども園を通して、市へ必要書類を提出してください。

(3) 申請後の流れ

申請後、市が認定通知を発行し、保護者あてに送付します。 認定後から、保育料(利用者負担額)が無償化の対象となります。

問い合わせ先:〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市健康・こども部 こどもまんなか室 乳幼児教育推進課 TEL 0773-66-1009 FAX 0773-62-9897